

バスケットボールクラブ「AMAKSA 有明クラブ」会則

第1章 総則

第1条 <名称>

本クラブは、「AMAKSA 有明クラブバスケットボール」(以下、本クラブという)と称する。

また4歳~6年生までのカテゴリーを【有明ミニバスケットボールクラブ】中学生カテゴリーを【有明 Jr.BBC】とする

第2条 <事務所>

本クラブの事務所所在地は、事務局 島田大二郎宅(天草市有明町上津浦 706-1)に置く。

第3条 <目的及び指導方針>

本クラブは、バスケットボールを通じてバスケットボールの普及および技術向上を図ることにより、クラブ員のスポーツマンとして心身の健全な育成とスポーツマンの正しい理解を深め、地域社会のスポーツ文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

第4条 <運営>

本クラブの役員及びスタッフは関係法令を遵守し、適切にクラブの管理運営を行う。

第2章 クラブ員

第5条 <クラブ員の資格及び対象>

本クラブの会員は、以下のことを満たした者である。

1. 本クラブの目的に賛同し、会則等を遵守できる者。
2. 心身ともにバスケットボールを行うことに適する者。
3. 特別な理由がある場合を除き、練習に積極的に参加する。
4. 本クラブ生及び本クラブスタッフと共に熱心に練習に取り組める者。
5. 4歳~中学生の天草市在住の子ども達を対象とする。
6. クラブ員の保護者は、本クラブの活動を理解し運営に協力できる者。

第6条 <入会及びその手続き>

1. 入会希望者は所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの代表者宛に提出するものとする。役員会において正式な入会を認める。
2. 入会希望児童の保護者は本クラブ会則に同意して、入会の手続きを行うこととする。役員会において、入会申込書の審査、体験練習時の児童の様子などを総合的に考慮して入会申込書を受理しない場合がある。
3. 入会が認められ、会費・スポーツ保険料納入を行い、日本バスケットボール協会・熊本県バスケットボール協会の登録に係わる費用を納入し、選手登録の完了をもって、本クラブの正式会員登録者となる。

第7条 <会員の資格>

1. 本クラブにおける会員資格は入会承認月から毎年3月末までとする。
2. 退会の申し出がない場合は、会員の資格は自動更新されるものとする。
3. 毎年4月の資格更新月にはスポーツ保険料を納めたものとする。

4. 会員資格は、兄弟姉妹を含め他人に譲渡することはできない。

第8条 <保険>

クラブ員と指導者は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入すること。この更新は毎年行う。保険料は各自により負担する。

本クラブの活動中の事故・傷害等については、雑則第19,20,21条のとおりとする。

第9条 <体験練習>

1. 本クラブに入会を希望する者は、入会前に2回を限度に体験練習に参加できる。この場合の費用は負担しなくてもよい。

2. 体験練習における事故等については、本クラブは一切の責を負わない。

第10条 <退会>

1. クラブ員本人とその保護者から退会届が提出され、承認されたとき。

2. 他のバスケットボールクラブ組織に入会したとき。

3. 途中で退会届を提出した場合でも、会費の返金を行わない。

4. 役員会において退会処置決議がなされたとき。

第11条 <除名および強制退会>

1. 会員が会費等の支払いを滞納し、本クラブが催告しても納入しない場合。

2. 本クラブの運営を故意に妨害し、会員の個人情報を故意に漏らした場合。

3. 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。

4. 本クラブの名誉および信用を傷つけた場合。

5. 本クラブ役員会が会員として不相当と判断した場合。

6. 第5条に定めるクラブ員の資格を欠けていることが判明した場合。

7. 無断で他クラブに移籍した場合。

第3章 クラブスタッフ

第12条 <構成>

1. 保護者会長 2名 各カテゴリーを代表し1名づつ置き対外的折衝等を行う。

2. 代表 2名 代表を指導者とし、4~12歳の代表1名と中学生の代表1名を置き諸事を計画・運営する。

3. 事務局 1名 クラブ運営のための庶務・連絡等を行う。

4. 会計 2名 各カテゴリーの会費の徴収及び金銭の出納を行う。事務局が兼任できる。

5. コーチ 若干名 コーチは原則として、日本バスケットボール協会公認コーチ資格を有する者の中から、クラブ代表が任命する。

6. 役員はスタッフ全員で協議し互選によりそれぞれ決定する。

第13条 <役員会>

1. 役員会は保護者会長・代表・事務局・会計・コーチ（若干名）により構成する。

2. 役員会はクラブ運営の基本方針を決定し、クラブ運営を総括する。

3. 役員会は、入会・退会及び第11条による除名・強制退会の決定を行う。

4. 本クラブの廃止は役員会の決議による。
5. 役員会は必要に応じて保護者の意見を聴取し、クラブ運営に反映させる。
6. 役員会の決定は出席者の過半数をもって決する。

第14条 <保護者>

1. 連絡事項は、事務局より各保護者会長をとおり、ホームページへ記載する
2. 保護者会はクラブ運営の円滑な活動を協力して補佐する。

第4章 練習・指導

第15条 <指導>

1. 会員は所属する指導日・指導場所・指導時間に限り、担当コーチから練習指導を受けることができる。また本クラブの主催または参加する大会についてはその都度の募集要項に定める通りとする。
2. 指導者は関係法令・各種指導要領・ガイドラインを遵守し、公平な指導を心がけ、いかなる理由においても暴力やハラスメントを用いた指導は絶対に行ってはならない。ただし、生命の危機に係わる事態の場合はその限りでない。

第5章 会計

第16条 <会計>

1. 本会は、会費・寄付金・各種補助金により運営する。
2. 会計は毎年4月1日より翌3月31日までとする。
3. 会計は事務局と会計が協力して帳簿等を作成し役員会での承認を得る。
4. 会計帳簿類は、会員の正当な理由による開示請求があった場合は、応じなければならない。

第17条 <入会金・会費およびスポーツ保険料>

1. 本クラブでは入会金は徴収しない。
2. 月会費は2000円とする。ただし4歳~3年生徒までを500円とする。兄弟姉妹が二人以上所属する場合半額とする
また、3年生徒~6年生が20人以上越えるとき半額とする
3. スポーツ保険料は年1,000円とする。途中加入も同額。
4. 遠征費、合宿費等必要経費が生じた場合は、その都度徴収する。
5. 会費は役員会の決議により変更できる。また、保険料は当該保険の約款変更に伴い変更する。

第18条 <登録料>

日本バスケットボール協会及び熊本県バスケットボール協会への、個人登録費用が発生する場合は、保護者の負担とする。

第6章 雑則

第19条 <補償>

本クラブでの活動中、及び移動中における事故、盗難、傷害やその他の事故等に

ついでの補償は、本クラブを通して会員が加入する財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の約款に定める範囲内とし、会員とその保護者（親権者）は、本クラブ及びスタッフ個人に対し何ら損害賠償を求めてはならない。また、本クラブ及びスタッフは個別の補償・賠償には応じない。

第 20 条 怪我をした場合の通院・入院にかかる交通費や通院の際の引率は各家庭で責任をもって行うものとし、本クラブは責任を負わないものとする。

第 21 条 活動に際して、貴重品などの管理は各個人の責任とする。

第 22 条 活動場所である各会場は、施設を提供しているのみであり、本クラブの活動とは一切関係ありません。

第 23 条 原則、練習に参加できない場合は、本クラブ代表者または、担当コーチに連絡することとする。やむを得ず、遅刻する場合も同様に連絡することとする。

第 24 条 <クラブの廃止>

1. 第 13 条 5 項により廃止が決議された場合は、会員に対し 3 ヶ月前の告知により、本クラブを廃止することができる。
2. 本クラブを廃止したときは、役員及び会員はその地位・資格を失う。
3. 会員は、本クラブを廃止した場合、本クラブに対し補償その他の請求及び異議申立てをすることはできない。

附則

この会則は、2020 年 4 月 1 日より施行する。